

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界地震災害に対する都市強靱化のための防災投資促進に関する情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号：20a00495

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年10月14日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年10月14日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界地震災害に対する都市強靱化のための防災投資促進に関する情報収集・確認調査(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2021年1月 ～ 2021年12月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：契約第一課 小嶋良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部防災グループ防災第二チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。(本件につ
いては該当者なし)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定
する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託
契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年11月4日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口(選定手続き窓口)のとおり(outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者
アドレス)

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、
公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則と
してお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年11月13日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小数点第1位まで計算)とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。合否結果について、2020年11月27日までにメールで通知します。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年12月1日（火） 13時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年12月7日（月）までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができなると機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、総合評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎても申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（２）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

（１）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（２）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（３）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（４）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（５）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（６）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. 調査の背景・経緯

2015年に第三回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030（以下「仙台防災枠組」という。）は、既存の災害リスクの削減及び将来の災害リスクの抑止というゴールの達成のため、2030年までに達成すべき7つのグローバルターゲットや、各国が実施すべき4つの優先行動を定めた防災分野の国際指針である。2021年からの10年間は実施フェーズに位置づけられ、各国はグローバルターゲット（e）で2020年までの策定が目標とされた国家及び地方防災戦略に基づき、グローバルターゲット（a）から（d）「災害による死者、被災者、経済被害、重要インフラへの被害と基礎サービスの断絶の削減」の達成を進めることが求められており、そのためには優先行動3である「災害リスク削減への投資」、なかでも直接的に災害リスクの削減に資するハード面での事前防災投資を一層加速させていくことが不可欠である。

JICAは、日本の防災経験を踏まえ、仙台防災枠組の交渉過程から事前防災投資の重要性を国際社会へ積極的に発信してきた。その結果、仙台防災枠組の本文に「防災はコストではなく持続可能な開発を達成するために不可欠な投資」であることが明記され、世界の共有認識となった。しかしながら、地震をはじめとして災害リスクの高い多くの開発途上国において、行政面、財政面、技術面等の課題から実際の事前防災投資は十分に進んでいるとはいえない。2030年に向けて国際社会が一丸となって具体的な投資事業を促進するためのアクションを進めていく必要があるなか、これまで多くの地震災害を経験し、事前防災投資を進めてきた日本が貢献できる点は多く、果たすべき役割も大きい。

JICAはこれまで地震観測体制の強化、リスクアセスメントの実施、重要インフラや住居の耐震化など、地震防災に関する協力を多く実施してきた。また、近年は2020年が期限年であるグローバルターゲット（e）の達成に向けて、防災投資事業を含む実践的な防災計画の立案に対する支援を進めてきた。しかしながら、防災投資を急務とする国は未だ多く、さらに近年はアジア諸国等を中心に急速な都市化が進んでおり、災害によって被害を受ける人口や資産の増加によって災害リスクは増加の一途にある。この状況において、今後の仙台防災枠組の実現に向け、実施フェーズに向けた地震分野において具体的な防災投資の実施促進に係る案件の形成を加速させていくとともに、他ドナーに対してもその必要性を訴え、国際潮流をリードしていく必要がある。

かかる状況を踏まえ、地震災害リスクが高い国を対象に、特に資本の集積する主要都市における事前防災投資の促進に向けた方向性及び具体的な事業を検討するために必要な情報収集及び分析を行うための本調査を実施する。

2. 調査の目的と範囲

本調査は、対象国における地震リスク、地震防災に係る法制度、戦略及び計画等を踏まえ、特に資本の集積する主要都市における防災投資事業の促進に向けた方向性及び具体的な事業を検討するために必要な情報を収集・分析することを目的に実施する。

受注者は、「6. 報告書等」を念頭に、「4. 調査実施の留意事項」に配慮しつつ、「5. 調査の内容」に示す業務を行う。なお、調査方法及び調査報告書の作成にあたっては、発注者と協議しつつ、取り進めるものとする。

3. 調査対象地域

国内作業期間（5.（1））では、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、モンゴル、インド、ネパール、バングラデシュ、パキスタン、トルコ、イランの10か国を対象とし、関連報告書、文献、インターネット等による情報収集・分析及び現地リソースを活用した現地調査を行う。その後、発注者との協議を経て、上述の10か国の中から3か国に絞ったうえで、1か国あたり2-3都市を選定し、選定された都市の現地調査を通じて具体的な情報収集、課題分析を行う（5.（2）以降）。なお、現時点では、インドネシア、フィリピン、ネパールを調査対象国と想定し、これを前提に旅費等の見積を計上すること。

4. 調査実施における留意事項

(1) コロナ状況下を踏まえた調査計画の立案

現在、コロナ禍により日本から海外への渡航に大きな制約が生じている。本調査では、開始から2021年3月までを国内調査期間とし、インターネット等を通じた公開情報の収集、現地とのオンライン面談等の遠隔作業、受注者の現地法人、ローカルリソース等の活用による情報収集を行うことを想定していることから、コンサルタントはインターネット活用、オンライン面談等の遠隔作業、現地法人やローカルリソース等の活用に関する具体的手法等を検討の上、プロポーザルにて提案すること。その際、ローカルリソースを活用した情報収集について現地再委託を認める。

なお、上記国内調査期間内に渡航制限措置が緩和された際は、発注者と協議の上、5.（2）及び（4）に示す現地調査を前倒しして実施することを検討すること。

(2) 本調査の位置づけと防災投資事業の定義

本調査は、今後10年間の仙台防災枠組の実施フェーズにおいて事前防災投資を加速しグローバルターゲット（a）から（d）を達成するため、対象国における震災リスクが特に高く、急特に資本の集積する主要都市において事前防災投資を推進するための方向性や具体的事業を検討するための情報を収集、分析するものである。受注者はこの認識に基づき、仙台防災枠組に基づいた防災の考え方、日本と途上国の防災投資の進捗の違いなどについて十分に理解の上、調査分析を実施すること。

多くの途上国においては、公共インフラから一般住宅まで全般的に耐震化が進んでいないなか、都市全体の強靱性の向上を実現するためには、まず災害対応拠点となる政府庁舎や病院、複合・二次災害を防ぐための防災インフラ、大勢が集まって利用する学校などの公共施設や交通インフラ、生活を維持するためのライフライン等の強化を率先して進めることが望ましい。そのため、本調査で検討される防災投資事業を、「仙台防災枠組のグローバルターゲット（a）から（d）の削減に直接的に寄与する公共インフラ及び建築物の耐震化に係る事業」と定義する。本定義に基づき、マイクロゾーニングや被害シミュレーションの実施、避難計画の整備など、単独で災害マネジメントサイクルにおける抑止軽減に直接寄与しない事業については、後述（6）の具体事業に関する分析において原則対象外とする。但し、地震に強い都市機構の実現やという最終目的のために必要となるリスクアセスメントや、都市計画や土地利用計画、地震防災マスタープラン等の

作成、公共インフラの耐震化促進に係る先方行政機関の体制強化等のソフト対策については、その道筋や論理を十分に整理の上で提案事業をすることは排除しない。

(3) 対象とする公共インフラ及び建築物

本調査で対象とする公共インフラ及び建築物は以下を想定する。これらのインフラのうち、行政が災害対策の責任を有するものについては耐震化を進めるのための具体的な事業、責任を有さないものについては行政が開発事業者に対して適切な地震対策を実施させるための制度やルールづくりを整備するための事業を、それぞれ検討対象とする。

- ① 政府庁舎：災害発生時に応急対応の拠点となる官公庁、地方政府等の庁舎
- ② 防災施設：河川堤防、ダム、貯水池、堰、陸閘、防潮堤、避難施設、等
- ③ 公共サービス：病院（特に基幹となる）、警察、消防、学校
- ④ ライフライン：水道、ガス、電気、通信に関連する施設
- ⑤ 交通運輸：橋梁、道路、港湾、鉄道、空港
- ⑥ 産業・生産施設：工場、物流倉庫、又はそれらを含む産業集積地
- ⑦ 民間所有物：不特定多数の多くの人々が利用する大規模なオフィスや商業施設等（日本における民間の特定建築物を想定し、各国が独自に定めた分類があればその分類に基づくこととする。特に分類がない場合は日本の基準を参考にしつつ、対象国の実情に合った基準を検討し、該当する施設を抽出する）

(4) 過去に実施された耐震化や地震防災に関する調査結果及び協力成果の活用

JICAは、これまで本調査の対象国において、耐震化や地震防災に関連する調査や協力を実施してきている。本調査では、これら実施済み又は実施中の調査結果及び協力の成果や教訓をレビューし、本調査において活用するとともに、過去の調査や協力の内容と重複がないよう留意すること。

以下に対象各国における過去に実施済み又は現在実施中の耐震化や地震防災に関連する調査及び協力事業の一例を挙げる。調査の実施にあたっては、JICA図書館 (<https://libopac.jica.go.jp/>) 等の公開情報を活用し、下記以外の調査や協力についてもレビュー及び参考とするとともに、JICA以外が実施した調査等、活用できる情報を出来る限り収集し、取りまとめること。

【広域】

アセアン地域防災協力に関する 基礎情報収集・確認調査
(ファイナル・レポート)

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_100_12085502.html

(国別防災台帳)

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_100_12085726.html

(ファイナル・レポート国別調査報告書－インドネシア)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12085569.pdf>

(ファイナル・レポート国別調査報告書－ミャンマー)

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_104_12085627.html

【インドネシア】

建築物耐震性向上のための建築行政執行能力向上プロジェクト（フェーズ1、2）

（フェーズ1終了時評価報告書）

https://openjicareport.jica.go.jp/624/624/624_108_12024964.html

（事後評価結果票）

https://openjicareport.jica.go.jp/624/624/624_108_12024964.html

中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト

<https://www.jica.go.jp/project/indonesia/020/index.html>

インドネシア大学整備事業

（事業事前評価表）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_IP-549_1_s.pdf

（報道記事）

<https://www.jakartashimbun.com/free/detail/46114.html>

【ミャンマー】

バゴ橋建設事業詳細設計調査

（ファイナル・レポート要約版）

https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615_104_12304564.html

災害対応力強化システムと産学官連携プラットフォームの構築プロジェクト

https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2607_myanmar.html

【フィリピン】

マニラ首都圏地震防災対策計画調査

（最終報告書要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_11763729.html

大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト

（最終報告書要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615_118_12146049.html

フィリピン地震火山監視能力強化と防災情報の利活用推進プロジェクト

https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2113_pilipinas.html

【モンゴル】

ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクト（ファイナル・レポート）

https://openjicareport.jica.go.jp/661/661/661_115_12129086.html

モンゴル地震防災能力向上プロジェクト（業務完了報告書要約版）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_115_12353124.html

ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画

https://openjicareport.jica.go.jp/246/246/246_115_12302154.html

【インド】

インド国地震災害復興支援緊急開発調査（ファイナル・レポート和文要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_107_11703352.html

【ネパール】

カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト（ファイナル・レポート和文要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_1000039150.html

ネパールヒマラヤ巨大地震とその災害軽減の総合研究

https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2711_nepal.html

ネパール地震復旧・復興プロジェクト（ファイナル・レポート和文要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12293171.html

【パキスタン】

国家防災管理計画策定プロジェクト（ファイナル・レポート和文要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_117_12120457.html

北部地震復旧・復興プロジェクト形成調査

（報告書）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_117_11823721.html

（別冊資料）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_117_11823739.html

基礎保健医療施設耐震建築指導プロジェクト（ファイナル・レポート）

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11846268_01.pdf

【バングラデシュ】

ダッカ首都圏等建物安全化に係る情報収集・確認調査（報告書要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/610/610/610_101_12263679.html

自然災害に対応した公共建築物の建設・改修能力向上プロジェクト（報告書）

https://openjicareport.jica.go.jp/610/610/610_101_12252383.html

都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開プロジェクト

https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2712_bangladesh.html

【イラン】

大テヘラン圏地震マイクロゾーニング計画調査（ファイナル・レポート要約編）

https://openjicareport.jica.go.jp/553/553/553_304_11611746.html

大テヘラン圏総合地震防災及び管理計画調査（最終報告書要約）

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_304_11788601.html

テヘラン地震災害軽減プロジェクト（業務完了報告書）

https://openjicareport.jica.go.jp/624/624/624_304_12252706.html

【トルコ】

トルコ国防災都市計画に関する情報収集・確認調査（ファイナル・レポート）

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_314_12151965.html

マルマラ地域における地震・津波防災及び防災教育プロジェクト

https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2408_turkey.html

建築物耐震化促進に係る情報収集・確認調査（企画競争説明書）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20181219_180574_1_01.pdf

(5) 簡易的なインフラ耐震化の対策状況調査

本調査で実施する個別のインフラ毎の耐震化の実施状況の調査においては、既存の地震リスク評価結果の有無にかかわらず詳細なリスク評価は実施せず、対象インフラ毎にインフラ開発時の設計や現地調査による目視等で耐震化されているかどうかの確認をもって、耐震化事業が必要かどうかを洗い出すような調査プロセスを取ることとする。調査手順や手法をプロポーザルで提案すること。

(6) インフラ毎の開発プロセスや要素を踏まえた介入方法の考慮

公共インフラや建築物の耐震化を進めるにあたっては、国毎の各インフラの開発プロセスと要素（開発計画の行政承認、設計、施工、資材品質、施工業者の技術等）を把握し、その過程で行政、財政、技術的な側面で適切な介入を行うことが必要となる。しかしながら、過去のインフラ強化や耐震行政能力向上に係る協力事業の教訓として、適切な介入を妨げる要因（例：耐震化に係る追加的な予算配分の不足、耐震化を促進するインセンティブとなる仕組みの欠如、実施機関の設計・施工管理能力や一般技術者への施工技術の普及の不足、市場に流通する建設資材の品質不良、制度遵守のための法執行やモニタリング体制の不備、等）が明らかになっている。本調査では、各対象国において主要インフラ毎の開発プロセス及び耐震化を妨げていると考えられる要因を現地調査などを通じて把握し、それらを踏まえて耐震化を進めるために適切かつ効果的な介入方法を考慮した検討を行うこと。

(7) 具体的な防災投資事業の検討に向けた分析

本調査において、対象国から優先度の高い2～3都市を選定し、都市ごとに地震災害に対する都市の強靱化に向けた対策の方向性及び具体事業を検討するために必要な情報の分析を行う。本分析においては、2030年までの中長期的な視点から各国が抱える課題を俯瞰的に把握し、支援ニーズの仮説を立てた上で収集した情報を分析すること。また、防災投資事業、JICAの事業スキーム（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）のみならず、自国予算や他ドナーによる支援などの資金ソースも視野に入れて実施可能性を検討すること。また、本邦技術の活用可能性がある事業については、活用可能な技術についても情報収集を行う。

(8) 他ドナーの取り組み及びリソースの活用

対象国において、多くのドナーが公共インフラの耐震化に関する事業を行っていることから、これらの実施状況について調査し、取りまとめる。また、(6)で分析した結果を踏まえ、第二次現地調査（後述5.（4））において第一次調査でヒアリングを行った機関に対して調査結果の共有を行うとともに、今後の案件形成の可能性について意見交換を実施する

(9) Making Cities Resilient Campaignとの連携

発注者は、国連防災機関（UNDRR）が実施するMaking Cities Resilient Campaign（それぞれ、2010-2020年まで実施中の「MCR フェーズ1」、2020-2030年に実施予定の次期フェーズを「MCR2030」という。）との連携を進めており、MCR2030へコアパートナーとして参画を予定している。受注者は、本調査期間中に発注者から提供されるMCR2030に係る最新情報を参照し、同取り組みに沿う内容で調査結果を取りまとめること。

また、本調査結果及びそれを踏まえて検討する都市ごとの防災投資事業のロングリストなどの情報は、MCR2030の実施に貢献するものである。2021年以降、MCR2030に関連するイベント等において発注者が説明や発表を行う機会が想定されていることから、受注者は発注者が同イベント等で成果を適切に発表できるように調査結果を取りまとめ、発注者へ提供すること。

5. 調査の内容

以下に示す業務の内容について、上記「4. 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、効率的に業務を実施する。必要な調査方法、手順等を、国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程をプロポーザルで提案すること。

(1) 国内調査作業

- ① JICAの支援対象国における地震リスクが高い都市の整理
地震リスク、人口／資産集積等に関する公開データや既存のレポートを収集、分析し、JICAの支援対象国における地震リスクが高い順に都市のリストアップを行う。なお、本項目のみ、「3. 調査対象地域」に限らず、全世界のJICAが支援を実施する国を対象とする。
- ② 対象国の地震防災に関する情報収集・課題の整理
対象10か国について、以下の情報を収集し、国ごとに整理するとともに対象国全体の特徴と比較についても取りまとめること。
 - (ア) 地震防災に係る法制度、計画
 - (イ) 地震防災に係る組織体制
 - (ウ) 実施機関の実施能力、人材育成の状況
 - (エ) インフラ耐震化に促進に係る施策、計画等の状況
 - (オ) インフラ毎の開発プロセス
 - (カ) JICAが過去に実施済み又は現在実施中の地震防災及びインフラや建築物の耐震化に関する調査結果や協力の成果、教訓のレビュー
 - (キ) 世界銀行、アジア開発銀行、UNDP等の他ドナーによる地震防災、インフラや建築物の耐震化に関する過去実施済み及び現在実施中の協力の概況
 - (ク) MCRフェーズ1へ参画する都市の状況
- ③ 対象国における主要対象のリストアップ及び基本情報の整理
対象国毎に人口や域内総生産、政治的、文化的な側面を考慮し、各国10都市程度を主要都市としてリストアップし、各都市における地震防災に関連する基礎情報を収集する。調査項目案は以下の通り。
 - (ア) シナリオ地震の基となるデータ（歴史地震記録、計器観測データ、地震カタログ）
 - (イ) 地質調査データ
 - (ウ) 地形図
 - (エ) 地盤解析モデル
 - (オ) インフラ、ライフライン、人口、住宅、重要施設、危険施設などの分布

- (カ) 地震動解析結果
 - (キ) 地方防災計画
 - (ク) 地震防災マスタープラン
 - (ケ) インフラ毎の耐震化の実施状況
 - (コ) 今後の開発計画
 - (サ) 今後の耐震化事業の計画
 - (シ) MCR フェーズ1の加盟状況
- ④ 現地調査の対象国及び都市の選定
- ②、③の結果をもとに、現地調査の対象国を3か国に絞り、その対象国において優先的に事業を実施すべき又は事業の実現可能性の高いと考えられる対象都市を1か国当たり2-3都市程度選定する。選定にあたっては、結果案をJICAと協議の上で最終決定する。
- ⑤ 現地調査計画及び対象都市のインフラリストの作成
- ④で選定した都市を踏まえ、各都市における主要な公共インフラ及び建築物のリスト及び現地調査計画を作成する。インフラリストの作成にあたっては、上述4.(3)に記載の分類ごとに整理し、それぞれのインフラの管理主体や耐震対策の有無を調べるとともに、地図上に位置やエリアをプロットすること。また、今後開発が計画されているインフラについても、リストに記載する。本調査では、国内調査作業期間に収集できない情報については、現地調査時に収集するよう計画に整理する。
- ⑥ インセプション・レポートの作成
- 上記①による分析を踏まえ、以下を骨子とするインセプション・レポート(案)を作成する。また、現地調査前には質問票及び先方への説明資料を作成し、JICAに提出、確認を経た後に最終化する。
- (ア) 調査の背景
 - (イ) 調査の目的
 - (ウ) 調査の実施方針
 - (エ) 調査の内容と実施方法(作業項目、手法、アウトプット等を明記)
 - (オ) 作業計画(作業工程フローチャート、日程)
 - (カ) 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
 - (キ) 調査実施体制(国内支援体制、実施機関内の体制等)
 - (ク) 国内で実施した調査結果の概要
 - (ケ) JICAへの便宜供与依頼事項

(2) 第一次現地調査

- ① 関係省庁・機関への情報収集及び対象インフラの現地調査
- (1) ④で選定された国に対して、現地調査を実施する。現地調査においては、国内調査の結果に基づき、各国の関連機関に対して国内作業では収集しきれなかったデータやニーズの確認、相手国実施機関の事業実施や運営維持管理能力の確認を目的としたヒアリング、及び具体事業の検討を目的とした候補サイトの現地踏査を行う。
- ② プログレス・レポートの作成
- これまでの調査結果及びドラフト・ファイナル・レポート完成までの作業方針をプログレス・レポートとして取りまとめる。

(3) 国内整理作業

① 防災投資事業のロングリスト策定に必要な情報の分析

これまでの調査結果を踏まえ、各対象都市における地震災害に対して強靱な都市を実現する方向性と、その実現のために取っていくべきアプローチを整理し、短・中・長期（それぞれ3、5、10年程度のスパンを想定）の時間軸で行うべき具体的な防災投資事業をまとめたロングリスト（案）を検討するための情報を取りまとめる。ロングリストは都市ごとに、A3一枚程度で全体像を俯瞰できる体裁を想定していることから、取りまとめる情報はそれに必要な情報を含めること。また、ロングリストに含まれる具体的な防災投資事業に関する情報は、実施機関、具体的な実施内容、必要となる予算の概算及び資金ソースを検討できるように情報収集と分析を行うこと。

② 具体的な案件概要を含む JICA の協力方針案の検討に必要な情報の分析

上述①で検討したロングリストの実現に向けて、具体的な防災投資事業の案件概要を含む JICA が今後協力を行うべき項目を取りまとめた協力方針案を作成するために必要な情報を取りまとめる。協力方針案は、短期的に支援ニーズのある分野、中長期的な視点で実施すべき支援分野、候補となりうる具体事業のゴール、内容、実施時期、予算規模、事業効果等の内容を想定していることから、これらを検討するために活用できる情報をアウトプットすること。なお、取りまとめるにあたっては技術協力、有償資金協力、無償資金協力の協カスキームを想定し、スキームごとの事業規模や発注者から提供される対象国における案件形成の方針などを踏まえて整理をする。また、上述4. (5) のとおり、具体事業を実施するために実現可能なプロセスを検討できるよう、留意すること。

③ ドラフト・ファイナル・レポートの作成・JICA への説明

今般実施した調査の内容をドラフト・ファイナル・レポート（案）にまとめる。現地調査前に先方への説明資料をあわせて作成し、JICA に提出、確認を得て最終化する。

(4) 第二次現地調査

現地渡航または遠隔にてドラフト・ファイナル・レポートの内容を調査対象国政府や他ドナー等の関係者に対して説明し、内容についてコメントを得る。本現地調査には、JICA 担当者が一部日程に同行することを前提とする。

(5) 国内最終化作業

今般実施した調査の内容につき、ドラフト・ファイナル・レポートへの関係者コメント等を反映し、ファイナル・レポートを JICA に提出する。

6. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

① インセプション・レポート（IC/R）

記載事項：業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画

- 提出時期：2021年3月上旬頃
提出部数：和文2部（簡易製本）、英文2部（簡易製本）、電子データ
- ② プログレス・レポート
提出時期：2021年7月下旬頃
提出部数：和文2部（簡易製本）、電子データ
- ③ ドラフト・ファイナル・レポート
提出時期：2021年10月上旬頃
提出部数：和文2部（簡易製本）、英文2部（簡易製本）、電子データ
- ④ ファイナル・レポート（F/R）（製本）
提出時期：2021年12月28日
提出部数：和文5部、英文5部、CD-R 5部

(2) その他提出物

- ① 業務計画書（簡易製本）
記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。
提出時期：契約開始後10日以内
部数：和文3部、電子データ
- ② コンサルタント等業務従月報
JICAが指定する様式により、月例の調査業務報告を翌月10日までに発注者に提出する。
- ③ 議事録等
各関係機関等との調整会議、各種報告書の説明・協議時の議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む5日間を目安にJICAに提出すること。
部数：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。
- ④ 収集資料
記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
提出時期：調査終了時
部数：各1部、電子データ
- ⑤ 現地調査時の写真及び・動画
本調査を通じて記録した写真及び動画のデータを整理の上、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、調査対象地域の現状や位置関係等が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、一覧表を作成し、添付する。写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICAの各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。
提出時期：ファイナル・レポート提出時
部数：電子データ2部
- ⑥ 対象国毎の調査結果を要約したリーフレット（英文）
調査内容の理解を容易にすることを目的とし、対象国毎に調査結果を要約した英文のリーフレット（現地調査を行った3か国はA3一つ折り、それ以外はA4両面程度の分量を想定）を作成する。

提出時期：ファイナル・レポート提出時期

部数：電子データ

⑦ その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R 提出時はF/R に添付か別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ② 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ③ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するため、必ず当該分野の経験・知見ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ④ 各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ⑤ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ⑥ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- ⑦ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

以上

別紙：報告書目次案

別紙：最終報告書 目次案

注) 本調査の対象となる情報収集・分析の範囲は、以下のとおりであるが、目次案（記載内容の構成）は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

I. 調査概要

1. 調査の目的と背景
2. 調査方法（実施方法、調査団構成、調査工程、訪問機関、等）

II. 地震リスク及び地震防災に関する概況

1. 地震リスクの高い都市リスト
2. 調査対象国における地震防災に関する状況の概況及び比較

III. 調査対象国における課題分析と支援策（※以下の項目について各国毎に記載）

1. 地震防災に係る政策や計画等の概要
2. 地震リスクの高い都市リスト
3. 主要都市ごとの現状整理リスト
4. 公共インフラ及び建築物の耐震化に向けた課題分析及び介入方法の検討結果
5. 対象都市における地震防災事業のロングリストの検討に係る分析結果
6. JICAの協力量針（案）の検討に係る分析結果

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 地震防災分野における各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページまでとしてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者1名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者 (業務主任者/地震防災)】

- a) 類似業務経験の分野: 地震防災における各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: アジア地域及び全途上国
- c) 語学能力: 英語

【業務従事者: 担当分野 建築物耐震】

- a) 類似業務経験の分野: 建築物の耐震化における各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: アジア地域及び全途上国
- c) 語学能力: 語学評価せず

【業務従事者：担当分野 インフラ耐震1】

- a) 類似業務経験の分野：インフラの耐震化における各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アジア地域及び全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

想定する工程は以下の通り。

国内準備作業：2021年1月上旬～3月下旬

第一次現地調査：2021年4月上旬～7月下旬

国内整理作業：2021年8月上旬～10月下旬

第二次現地調査：2021年11月上旬～11月中旬

国内最終化作業：2021年11月下旬～12月28日

上記と異なる工程があればプロポーザルで理由を付して提案すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 28.5 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び評価対象者の格付）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/地震防災（2号）
- ② 地震リスク分析
- ③ 建築物耐震（4号）
- ④ インフラ耐震1（3号）
- ⑤ インフラ耐震2
- ⑥ インフラ耐震3
- ⑦ 投資効果分析
- ⑧ 防災・開発計画

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。（あるいは調査補助員の雇用でも可）

➤ 国内調査対象10カ国における情報収集（現地再委託費）

➤ 現地調査対象国3カ国におけるインフラ及び建築物の調査（現地再委託費）

上記以外に、現地及び国内の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することが効果的と認められる作業項目がある場合は、当該業務について必要と判断する理由、並びに再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を予定している業者の候補並びに再委託業務の監督・成果品の検査方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4) 対象国の便宜供与

本調査業務は JICA の責任において実施するものであることから、調査対象国側から特別な便宜供与を得られるものではない。但し、本調査実施にあたり、JICA 在外事務所から必要に応じて主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたリクエストレターを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA 在外事務所の支援を必要とする場合は、当該国の JICA 在外事務所に随時連絡・協議すること。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注 2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注 3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注 4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国 ODA の実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の 2 分の 1 及び業務従事者数の 2 分の 1 を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 4) 以下の費目については、以下に示す定額別見積りに計上してください。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
 - ① 国内作業期間における対象国10か国の情報収集（現地再委託費/特殊傭人費）： 5,000千円（10カ国×500千円）
 - ② 現地調査対象国におけるインフラ及び建築物の調査（現地再委託費/特殊傭人費）： 6,000千円（3カ国×2,000千円）
 - ③ 現地調査対象国における国内移動航空賃：3,600千円
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。見積の渡航先はインドネシア、フィリピン、ネパールを前提とします。（本見積りに計上してください。調査開始後に対象国が変わる場合は契約変更を検討します。）

【インドネシア】

東京⇄直行便⇄ジャカルタ（ガルーダ国際航空）

【フィリピン】

東京⇄直行便⇄マニラ（フィリピン航空）

【ネパール】

東京⇄クアラルンプール⇄カトマンズ（マレーシア航空）

東京⇄バンコク⇄カトマンズ（タイ国際航空）

東京⇄香港⇄カトマンズ（キャセイパシフィック航空）

6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料
なし
- (2) 公開資料
第2章4.(4)のとおりに

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／地震防災	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者	()	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション		(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：建築物耐震	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：インフラ耐震	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	

エ) その他学位、資格等	3
--------------	---

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|---|
| 1 業務名称 | 全世界地震災害に対する都市強靱化のための防災投資促進に関する情報収集・確認調査(QCBS) |
| 2 業務地 | 全世界 |
| 3 履行期間 | 2021年1月〇〇日から
2021年12月28日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員：地球環境部部防災グループ防災第二チームの課長
- (2) 分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第6項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2020年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフト・ファイナル・レポートの作成
(中間成果品：ドラフト・ファイナル・レポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者
東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。